

第8日

令和6年6月20日（木）

午前11時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（2）をお開きください。

本日、市長から議案1件の送付を受けました。これを上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日追加提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第60号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきましては、立石小学校校舎増築建築主体工事について、物価等の急激な変動により、請負契約額を変更する必要が生じたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前11時12分休憩

---

午前11時13分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

議案書をお開きください。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第3号専決処分の報告について（工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第4号令和5年度朝倉市一般会計予算の継続費の逡次繰越しの報告について

を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第5号令和5年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第6号令和5年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第7号令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号令和5年度朝倉市水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号令和5年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号令和5年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第11号令和6年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第12号令和5年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ガマダスの決算書を見させていただいたんですが、貸借対照表のほうで一応現金としての資産の部のほうで1億9,642万8,269円ということで、2億円近く

資産を持っている。資産があるようになっております。それで、これはどういうためにこのような2億円近くの現金資産が留保になっているかどうか、まずはお尋ねいたしたいと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 大変申し訳ないんですけども、その理由については把握しておりませんので、ガマダスのほうに伺いたしたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） では、続きまして、次の質問に移ります。

次の質問は、販売費一般管理の計算の内訳なんですけど、外注費というのが1,245万640円ということで上がっております。この外注を言葉のとおり頼んであると思うんですけども、この1,200万円に対してどれだけの利益が上がっているか、金額的に分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） これも大変申し訳ないんですけど、外注費だけに対する利益というのは、ちょっとこちらでは把握しておりません。すみません。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） それではまた、その辺も調べていただければと思っております。

三連が後から出てくるとは思いますけど、三連と比べたら、500万円ほど外注費がバサロのほうが高いんです。その辺のところいろいろ外注する内容も違うんでしょうけど、三連としては加工場を持っているということで、外注すればそれだけのコストがかかっていますので、それに合う利益が上がっているかというところで、またよろしく願いいたします。

それと、最後になりますが、福利厚生費、法定福利費というのは大体分かるんですけども、これが福利厚生費が中身の内容、金額が341万3,701円これ上がっております。法定福利費は大体分かるんですけど、この福利厚生費の内容、中身の内容のほうはどのような内容なのか教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 誠に申し訳ないんですけども、法定による福利厚生費以外の分の使途ということでしょうと思われまして。これについても、私のほうで把握しておりませんので、また後ほどお伝えしたいと思います。

すみません。増加した分だけということの資料がありますので、それについてお伝えしたいと思います。

1つは、通勤費とか中退共という共済のほうの分ということですよ。

それから、広告宣伝費と……。失礼しました。先ほど言いました通勤費の増額また中退共という共済のほうの増額ということですので、これから言いますと、法定分が通勤費等

で中退共はどちらのほうに入っているのかちょっと分かりませんが、その2つ、すみません、挙げさせていただきます。以上です。

○議長（小島清人君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第13号令和6年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第14号令和5年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第15号令和6年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第48号議案専決処分について（朝倉市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第49号議案専決処分について（朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第50号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第52号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第53号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第54号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第55号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第59号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

議案書（2）をお開きください。

次に、第60号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

意見書案第1号をお開きください。

次に、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とい

たします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
ただいまこの場で暫時休憩をいたします。その場で待機をお願いいたします。

午前11時28分休憩

---

午前11時30分再開

○議長(小島清人君) 大変申し訳ございません。ただいまから再開をいたします。  
続きになりますけれども、意見書案第1号については、途中最後の、……以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。委員会付託表をお開きください。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第52号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

また、意見書案第1号についても、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は28日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時31分散会